

# CPD制度 学習履歴「業務経験 業務実績」の申請について

CPD制度における学習履歴申請のうち、「業務経験 業務実績」の申請は、申請数の多いプログラムの一つです。

申請方法や、審査の基準等についてのお問い合わせも多く、また、残念ながら差戻しも多く発生しております。

そのため、よくあるご質問を基に、申請に係る様々な事柄をご説明するため、本紙を作成致しました。

申請の際の参考にして頂ければ幸いです。

2019年1月  
CPD運営事務局

## 全ての学習履歴に共通すること（一部例外があります）

### • 既に完了した案件であること

完了日が未来日となっている場合、承認する事ができません。また、申請時点での参加者登録もできません。完了日以降に申請してください。

### • 完了日時点でCPD会員であること

完了日時点でCPD会員でない場合、ポイントの受け皿がない状態であるため、ポイントは付与されません。

### • 添付書類を用意すること

当該プログラムに参加したことがわかる書類等のご用意をお願いします。添付書類の内容等はCPDマニュアルをご確認ください。なお、添付書類は全てPDF形式でご用意ください

## 業務実績申請について

### • ポイント上限の考え方

更新講習受講要件（5年間で80ポイント。以降要件ポイント数と言います）の中にも含まれる業務実績のポイント数の上限は年間5ポイントです。この上限を超えてポイントを取得する事は可能ですが、要件ポイント数に加算できる（組み入れる事ができる）ポイント数は基本的に10月1日～翌年9月30日までの間で5ポイントとなります。（更新講習受講年度はポイント審査締切（6/末頃の予定）までとなります。）

### • 申請の期限について

業務完了後半年以内に申請してください。ただし、当面はこの期限の厳密な適用は致しません。

### • ポイント付与の条件とタイミング

申請された業務について承認された時点で、当該業務完了日（工期最終日）に1ポイントが付与されます。申請が混み合っている場合、承認までに時間がかかることがあります。ポイント付与日は、業務の完了日にさかのぼります。

### • 申請できる業務

元請として受注した「補償コンサルタント業務」で、一定の業務規模（※）以上の業務である必要があります。

※平成28年度中に完了した業務・・・税抜き100万円以上

平成29年度以降に完了した業務・・・税抜き50万円以上

## • 添付書類の種類

### TECRIS登録業務の場合

完了登録済みの登録内容確認書の全頁を添付してください。完了登録が済んでいないもの、抜粋されたものなどは審査対象外となります。

### TECRIS登録業務ではない場合

発注者・受注者・工期・業務規模（金額）・業務が補償コンサルタント業務である事がわかる書類・申請者が従事（主任・担当・照査）した事がわかる書類・完了した事がわかる書類が必要です（契約書、仕様書、数量総括表、業務従事者届、作業計画書、検査済証または完了報告書等で上記を満たすものを全て）。

## よくあるご質問

Q.その業務で、管理技術者と担当技術者として従事しました。それぞれ別に申請できますか？

A.できません。当該業務経験で取得できるポイント数は1ポイントのみとなります。なお、管理技術者と担当技術者の両方で従事した場合は、ポイント取得履歴上、どちらでそのポイントを取得したかという記録上の問題のため、どちらを選択するかは申請者側で決めて頂いて結構です。

Q.業務従事者は担当技術者として登録してもいいですか？

A.登録可能です。その際、担当技術者と業務従事者を分ける必要はありません。業務従事者は担当技術者としてご登録下さい。

Q.CPD法人会員に所属する個人会員が、個人のIDから申請してもいいですか？

A.申請しないでください。  
原則として、会員法人に所属する個人会員は、所属する法人IDからの申請をお願いしております。  
ただし、その会員の登録期間により、個人から申請して頂く場合があります。  
参加者登録ボタンを押下して、個人会員リストに氏名が表示されない場合などは、事務局までお問い合わせください。

Q.申請対象外として差し戻されましたがなぜですか？

A.以下の事由によるものです。  
・補償コンサルタント業務ではない。又はそれが明瞭でない。  
>>補償コンサルタント業務であることがわかる書面の追加添付をお願いします。  
・平成28年4月1日以前完了分である。  
>>本CPD制度は平成28年4月1日より施行されました。従いまして、ポイント付与対象となるのは、それ以降に完了した業務となります。

Q.承認までの期間はどのくらいですか？

A.通常2週間程度で一度目の審査が完了します。年度当初や年度末など申請が混み合っていれば2か月程度は見てください。

## よくあるご質問

Q.参加者登録のボタンを押しても、**対象者の氏名が出てこない**のはなぜですか？

A.以下の原因が考えられます。

- ・ 当該個人が**CPD未登録**である。
- ・ 当該業務の完了日が**当該個人の登録期間外**である。

業務実績の申請は、ポイント付与対象者が、CPD会員であって、かつその登録期間中に完了している必要があります。

Q.**同一業務に従事したものが複数名**いる場合、まとめて申請できますか？

A.できます。

申請に必要な情報を入力し、「学習履歴の申請」ボタンを押下した次の画面下部に「参加者登録」のボタンが表示されますので、これを押下し、表示された所属個人会員名簿の中から、当該同一業務に従事した方を全員チェックしてください。

Q.**補償コンサルタント業務と判断される基準**を具体的に教えてください。

A.添付書類上で「**補償コンサルタント業務**」「**補償業務**」「**用地調査**」「**物件調査**」「**事業損失調査**」等の文言がある場合のみ補償コンサルタント業務として判断いたします。

Q.業務名に番号等が付いている場合、**全て入力しなくてはなりません**か？

A.その業務を**他業務と区別するに足るだけの**

**文言**があれば結構です。「補償業務委託」等のみですと他との区別が付きません。また、末尾の「その1」等の通番は残して下さい。

申請は役務毎に行いますので、他役務分と区別しやすいように、**業務名末尾に「照査分」等追加**して頂いても結構です。

## 年間上限の年間の区切りについて

本CPD制度において付与されるポイントは、今後、発注者による業者選定の際の要件として活用して頂けるよう当協会として関係機関に働きかけているところですが、評価の要件として、発注者が区切った期間のポイント数を提示するよう求められた場合でも年間上限（1年毎に5ポイント）は適用されます。ただし、承認された分のポイントは、その個人会員の実績としては登録されております。

また、補償業務管理士資格更新要件ポイント数については、毎年10月1日～翌年9月30日が期間の区切りとなります。（※）

※更新講習受講年度は受講の申請の為のポイント審査締切(6/末頃)迄の予定となります。